

政務活動費 領収書等貼付用紙

3800

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	37,173 円
項目	事務費	充当額	33,455 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	7 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 48302	お取引日 07-08-06	時刻 09:55
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥37,063	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		硬貨 C 認証

お振込明細またはご案内

お受取人

埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
か) アスマリース様

ご依頼人

ヒカマツヤマトオルセイムカッタウツムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060016

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

株式会社東レ

御中

入間営業所
〒358-0014 埼玉県入間市宮寺270-2
TEL: 04-2934-6308 FAX: 04-2934-1409
営業担当: [REDACTED]

毎度御引立てに預り厚く御礼申し上げます。
下記の通りに請求申し上げますので、よろしくご検収下さい。

今回二請求額	37,063
合計二請求額	37,063

注) ◇ 軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 T4-0300-0102-6748



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条 (総則)
第2条 (個別契約)
第3条 (レンタル期間)
第4条 (契約期間)
第5条 (レンタル料等)
第6条 (基本管理料)
第7条 (セーフティサービス料)
第8条 (支払期日)
第9条 (保証金)
第10条 (物件の引渡し、引渡)
第11条 (物件の検収)
第12条 (損害賠償の制限)
第13条 (物件の保守・管理、月次点検)
第14条 (物件の検査)
第15条 (禁止事項)
第16条 (環境汚染物質下での使用禁止)
第17条 (通知義務)
第18条 (個別契約満了時の措置、物件の返還)
第19条 (物件についての損害賠償)
第20条 (反社会的勢力等への対応)
第21条 (不返還となった場合の損害賠償・措置)
第22条 (個人情報利用目的)
第23条 (個人情報保護の記録、利用の同意)
第24条 (契約解除)
第25条 (契約解除の措置)
第26条 (中途解約)
第27条 (解約損害金)
第28条 (秘密の保持)
第29条 (連帯保証人)
第30条 (情報提供義務)
第31条 (公正証書)
第32条 (専属的合意管轄)
第33条 (駐車違反の場合の処置等)
第34条 (マシンコントロール/マシンガイダンス (MC/MG機能の提供の停止等))
第35条 (総則)

第1条 (総則)

- 1 建設機械、(以下「建設機械等」という。)レンタル基本契約(以下「本契約」という。)は、賃借人を甲、賃貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス(以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。)を提供する。

第2条 (個別契約)

- 1 各物件のレンタル契約(以下「個別契約」という。)は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条 (レンタル期間)

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返還日(レンタル終了日)までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (レンタル料等)

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等(以下「レンタル料等」という。)を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月第日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・第日・翌々月】日（金融期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもってレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付かない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件借受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡しが不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に關する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行わせること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに装置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

- 次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。
- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
 - (2) 住所を移転したとき
 - (3) 代表者を変更したとき

- (4) 事案の内容に重要な変更があったとき

- (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の捺印に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等横ばうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならない。乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
 - (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、検査機関による検査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の際の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら振出しまたは引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態で物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙両議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを締約する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または訴訟のいかににかかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に因し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る放置違反金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期間内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該個別レンタル契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシンガイダンス（MC/MG機能）の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電圧の障害（電圧が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

- 2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

- 3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

- 4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

- 5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

- 6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 4 月 / 日

賃貸人 (乙) 住所 埼玉県入間市新久137-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 浩

賃貸人 (甲) 住所

氏名

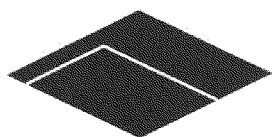
東山 徹

連帯保証人 (丙) 住所

氏名

連帯保証人 (丁) 住所

氏名



株式会社 東リース

政務活動費 領収書等貼付用紙

3801

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	2,242 円
項目	事務費	充当額	2,017 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	A4 コピー用紙		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3801

(2/2)

領 収 書		領収書№. 1107734738 2025年 08月 06日	
新井一徳県政調査事務所 様		印紙税申告納 付につき大森 税務署承認済	
代金引換額 ¥2,242－ 内消費税額等 ¥203－			
荷送人 株式会社大塚商会 久喜支店 埼玉県久喜市 久喜東 1-7-25 APO21ビル 2F 0480-24-5091		上記金額を正に領収致しました。	
備 考 オフィス・サブライ 他		* この商品代金の領収書は荷送人の 委託により発行するものと致します。	
問い合わせ№. XXXXXXXXXX 管理№. 13891		* 商品及び代金の内容に関しては 左記荷送人にお問合せください。	
		* 金額訂正のものは無効になりますので ご注意ください。	
		SBSリコーロジスティクス株式会社 東京都大田区京浜島 1-2-6	
		領収印 XXXXXXXXXX 領収印なきものは無効です。	

(KA-00165)

政務活動費 領収書等貼付用紙

3802

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	8,724 円
項目	事務費	充当額	7,851 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	電気料金等 2025 年 7 月分（使用期間 6 月 23 日～7 月 22 日）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3802

(2/2)

ゆうちょう銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分	7 - 7
金額	8,724
うち消費税等相当額	793
お支払人氏名 カネコ ユウタ 様	
お客さま番号 [REDACTED]	
ご請求番号 21-00162-53211	

東京電力エナジーパートナー株式会社
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印
25. 8. 6
[REDACTED]
466030

(お客さま控え)

365-0054
埼玉県鴻巣市大間798-3

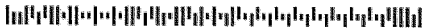
A0A01A00277600000000
265889147981

東京電力エナジーパートナー株式会社



(登録事業者番号: T8010001166930)

カネコ ユウタ 様



お客さま番号

電気料金等請求書
(Electric bills)

104-0033
東京都中央区新川2丁目20-15

お問い合わせ先(カスタマーセンター)

0120-995-113

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和 7年 7月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

カネコ ユウタ 様

ご請求金額	8,724円
うち消費税等相当額	793円

ご使用場所	埼玉県鴻巣市大間798-3				
地区番号	24	(計量日: 23)	お客さま番号		ご請求番号
お支払期限日	令和 7年 8月27日		供給地点特定番号		21-00162-53211
			次回ご請求予定日	令和 7年 8月27日	

○ご契約内容 契約種別 スタンダードS 使用期間 6月23日 ~ 7月22日
契約容量 主契約 50A

○ご使用実績 使用電力量 合計 231kWh
ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。



<クレジットカードでのお支払いが便利です>
左のQRコードを読み取っていただくと、 7年 7月分と次回
請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参下さい。

お客さま番号		電気料金等内訳書				
ご請求番号		21-00162-53211			記載されていない事項につきましては、ご契約中の契約種別に応じた約款によります。	
料 金 項 目		単 価	kVA／kW／kWh／㎡	金 額 (円)	備 考	
基本料金				1,558	料金確定日：令和 7年 7月29日	
電力基本料				6,027	30日間	
・ 1段料金		29.80	120	3,576.00		
・ 2段料金		36.40	111	4,040.40		
・ 燃料費調整額		-6.88	231	-1,589.28		
再生エネルギー調整金		3.98	231	919		
請求手数料				220		
合計 (10%対象)				8,724	うち消費税等相当額	793円
ご請求金額				8,724		
					燃料費調整率のお知らせ (1 kWhあたり、税込)	
					7月 (当月) 分 -6.88円	
					8月 (翌月) 分 -9.25円	
					翌月分は当月分に比べ -2.37円	
託送料金相当額		9.44	231	2,180		
うち賠償負担金相当額						
および廃炉引当金負担金相当額		0.16	231	36.96		
○ご請求金額には国の軽減措置の値引き (令和7年8、10月分▲2.0円／kWh、9月分▲2.4円／kWh) が含まれています。詳細は当社HPをご確認ください。						
○停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。「0120-995-007」						
○ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量 (kWh) に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。						
託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。						

電気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3803

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	18,498 円
項目	事務費	充当額	16,648 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	複合機レンタル代・印刷代（2025 年 8 月 6 月 3 日～7 月 3 日利用分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	07-08-06	09:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,388	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 認証

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

埼玉りそな銀行

桶川支店

普通 4672325

カ) フォルテホールディングス様

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号

060003

印紙税申告納
付につき浦和

税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

複写機賃貸借契約書

賃貸人 株式会社フォルテホールディングス（以下「甲」という）、賃借人 金子裕太（以下「乙」という）は、次のとおり、複写機の賃貸借契約書を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、甲が所有する下記の1台（以下「貸借物件」という）を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

- 1、製造者 SHARP
- 2、機種名 MX3140FN
- 3、製造番号 5500242900
- 4、特記事項

第2条 賃貸期間の定めは、次のとおりとする。
令和5年5月1日から 令和9年4月末日

第3条 賃料は、次のとおりとする。
月額15,000円（消費税別）印刷代1万まで価格に含む
他、規程料金を超える場合は、1枚 モノクロ4.5円 カラー25円を加算する。

第4条 乙は、賃貸物件を埼玉県鴻巣市大間798-3において使用する。

以下のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年4月30日

賃貸人（甲） 埼玉県桶川市南2-8-14-506
株式会社フォルテホールディングス
代表取締役 渡邊 純



賃借人（乙） 埼玉県鴻巣市大間798-3
金子ゆう太県政調査事務所
代表 金子 裕太



請 求 書

金子ゆう太県政調査事務所 様

請求日 2025年8月1日

株式会社 フォルテホールディングス

〒363-0015

埼玉県桶川市南2-8-14-506

TEL 070-2184-7318

担当 XXXXXXXXXX

ご請求内容			
複合機レンタル代	シャープMX-3140FN		¥15,000
※モノクロ1枚4.5円、カラー1枚25円 10,000円分まで印刷代無料			-¥10,000
モノクロ	前回78,061	今回79,509 6,516円	¥6,516
カラー	前回54,030	今回54,238 5,200円	¥5,200
6月3日～7月3日利用分			
小 計			¥16,716
消費税			¥1,672
合 計	税込		¥18,388

振込先

埼玉りそな銀行 桶川支店

普通 4672325

株式会社 フォルテホールディングス

備考

誠に勝手ながら、お振込手数料はご負担願います。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3804

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	7,843 円
項目	事務費	充当額	7,058 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所電気料金 2025 年 7 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3804

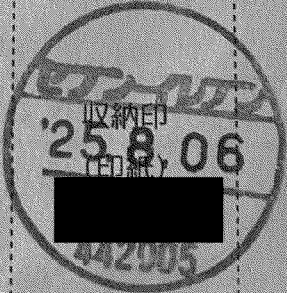
(2/2)

年 月分	金 額 (円)
2025-07	7,843
うち消費税等相当額(円)	713
ご使用場所・ご使用場所名義 埼玉県三郷市早稲田2丁目8番5号 加藤コーポラス 101号室 逢澤 圭一郎 様	
お支払者氏名 逢澤 圭一郎 様	
ご契約番号 [REDACTED]	
料金プラン 東京Vプラン	

お支払い 期限	裏面をご覧のうえ 8月31日 までにお支払いください。
------------	--------------------------------

本領収証により集金員が料金を収納することはありません。
金額を訂正したもの、収納印のないものは無効です。

収 納 印



25.8.06
(印紙)
442905

受取人・お問い合わせ先
ENEOS Power 株式会社
ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター
電話：0570-01-8704（ナビダイヤル）
時間：午前9時～午後5時（日曜および祝日、年末年始を除く）
記録番号：T6010001237378
収納代行会社：三井住友カード株式会社
(コンビニエンスストア→お客さま)

政務活動費 領収書等貼付用紙

3805

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	744 円
項目	事務費	充当額	669 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所水道料金		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3805

(2/2)

埼玉県志木市

水道料金
下水道使用料

納入通知書兼領収証書

公

50

口座番号	00370-6-960050		
加入者名	志木市水道事業会計		
収納代行会社	(株)NTTデータ		

志木市中宗岡一丁目1-2

鈴木正人事務所 鈴木 正人 様

お客様番号			
使用期間	口径	水栓番号	
5月9日～7月5日	13	14756	
使用水量	水道料金		
2 m ³	744 円		
汚水排除量	下水道使用料		
***** m ³	***** 円		
納期限	令和07年08月15日		
お支払い金額	744 円		

上記の金額を納期限までに納入してください。

発行日 令和07年08月01日

志木市長 香川 武文

埼玉県
志木市
長之印

上記の金額を領収しました。

クレジットカード支払い手続き用

お客様番号	0501-010642-03
登録確認番号	470683

※金額を訂正したもの
又は、領収日付印のないものは無効です。

この領収証書は、お支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。

領収日付印

90.06
23.06
22.05

埼玉県志木市水道事業会計

収入印紙不要

納付者 控

政務活動費 領収書等貼付用紙

3806

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	7,975 円
項目	事務費	充当額	3,987 円
細目	事務費	按分率	5/10
摘要	名刺代		
備考	「宛名：横川雅也」		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3806

(2/2)

領 収 書		
様		
¥7975-		
但し お品代 として。 上記正に領収いたしました。 お買上日時： 08/06/2025 12:34#		
一級技能士の印章・印刷専門店 中原印房東松山本店 埼玉県東松山市松葉町1-4-5 〒355-0017 TEL 0493-21-1090 FAX 21-1091 登録番号：T6810355417346 本日は誠にありがとうございました。 ご使用中にもし気になる点がございましたらお気軽にお問合せくださいませ 又のご来店をお待ちしております		
お買上内容	単価	個数
0005 名刺印刷	7975	1
合計：		7975円
(内消費税10%):	725	
お預り金額：	10000	
お釣り：	2025	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3807

(1/3)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	2,970 円
項目	事務費	充当額	2,673 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	IT 環境運用保守料		
備考	「口座名義：横川雅也」 8 月分		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3807

(2/3)

07-08-06 .振替	*2,970	SMBC(フジ"ファイル
--------------	--------	--------------

政務活動費 領収書等貼付用紙

3807

(3/3)



貴川 雅也事務所

様

請求書

発行日：2025年07月02日
請求番号：850701-0554676

富士フイルムビジネスソリューションジャパン

登録番号：T1011101015050

今回ご請求額 2,970円

お問合せ番号： 電話：0120-069-860

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、都県名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。“JMFAQ”で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/jb/support/calcenter/seikyū>

お支払約束日	2025年08月06日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	支店
預金種目/口座番号	普通預金
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

科 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
TあんしんSPIII(ベーシック)	2025/06/01-2025/06/30				2700
【代金/料金合計】					2700
【消費税および地方消費税(10%)】					270
【今回ご請求額】					2970

政務活動費 領収書等貼付用紙

3808

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	5,183 円
項目	事務費	充当額	2,591 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	事務用品（コピー用紙、マイタックラベル		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3808

(2/2)

	摘 要	お支払金額	お振り金額
07-08-06	.振替	¥5,183	SMBC (リソカカ [®] フ

2025年06月30日 締切

案

004461 - 002231#

登錄番号 T9010401031452

	稅拔金額	稅額
10%對象	4,712	471
8%對象(輕減)	0	0
8%對象	0	0

[illegible]

計	4,712
---	-------

社用コード 0002966005

万一、請求書と行き違いにお支払いいただきました際は悪しからずご了承下さい。
明細行ごとの消費税は参考税額です。

11020 2025/06/30

政務活動費 領収書等貼付用紙

3809

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	1,650 円
項目	事務費	充当額	1,485 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ガス代（7 月分）		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3809

(2/2)

07-08-06 振替	*1,650	SMBC(カ)
-------------	--------	---------

¥ご請求書

〒353-0002
志木市中宗岡 1-1-2
成田アパート 事務所
鈴木正人事務所 様

お客様番号:
毎度ありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。内容をご確認の上、宜しくお願ひ申し上げます。
2025年07月分

口座振替のご案内

次回は 8月6日ご指定の金融機関より振替させていただきます。

カメイ(株)埼玉支店 川口営業所

〒333-0833
埼玉県川口市西新井宿 5-9-8
TEL:0570-03-3064 FAX:048-286-8011
登録番号:T5370001003340
担当:00421025 担当者:

振込先

三菱UFJ銀行 上尾支店 普通 1403475

前のご請求額	当月お支払額	当月消費税額	当月ご入金額	調整額	今のご請求額
1,650	1,650	150	-1,650	0	1,650

日付	項目名	数量	単位	単価	金額
	(前のご請求額)				1,650
7/7	口座振替入金				1,650 *
7/12	プロパンガス				1,500
7/12	基本料金 06月12日～07月12日				1,500
7/12	従量料金 (使用量)				0
7/12	メー- (M3) 10.7 ～10.7				0
	(課税対象額 10%)				1,500
	(消費税等 10%)				150

政務活動費 領収書等貼付用紙

3810

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	1,100 円
項目	事務費	充当額	880 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	コピー料金 6 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

埼玉県議会議員 保谷たけし

様

請求書

発行日：2025年07月02日
請求書番号：850701-0133377

富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社



今回ご請求額 1,100円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、都道府県、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ番号： 電話：0120-069-860

【ご案内】請求・支払いについてのお問い合わせやご依頼をWEBで受付しています。"JMFAQ"で検索するとアクセスいただけますので、ぜひご利用ください。
<https://www.fujifilm.com/fb/support/callcenter/seikyu>

登録番号：T1011101015050

お支払約束日	2025年08月08日
お支払方法	口座振替(三井住友カード)
金融機関名	埼玉りそな銀行
本・支店名	支店
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚数/数量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2025/06/01-2025/06/30				1000
2 黒モード	1カント 以上	14	3.00	42	
3 フルカラー	1カント 以上	21	25.00	525	
4 最低コピー料金				1000	
5 ご使用合計		35			
6					
7 【代金/料金合計】					1000
8 【消費税および地方消費税(10%)】					100
9 【今回ご請求額】					1100
10					
11 ※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 221876					
12 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2025/06/01-2025/06/30					
13 1 (19718) (19703) (0) (1)					
14 2 () () () ()					
15 3 (15314) (15292) (0) (1)					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

12221 01308 30 0710 0C9
A 010040 0000 510 1W 0000 10705020

3 1 備考：

WIF003

政務活動費 領収書等貼付用紙

3811

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 6 日	支出額	3,286 円
項目	事務費	充当額	2,957 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	ChatGPT		
備考	金子 裕太		

支払証明書あり

理由

ご利用日	ご利用先など・ 支払区分	今回の お支払い金額
------	-----------------	---------------

2025/ 08/06	OPENAI *CHATGPT SUBSCR [REDACTED]	3,286円
----------------	---	--------

1回払い

- ・ご利用金額 : 3,286円
- ・今回回数 :
- ・訂正サイン :
- ・摘要 : (現地通貨額) 22.00 / USD
(換算レート) 149.380
円 / USD
(換算日) 08 / 08
- ・備考 : *

政務活動費 領収書等貼付用紙

3827

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	13,530 円
項目	事務費	充当額	10,824 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	政務事務所 コピー機リース代 8 月請求分		
備考	リース契約書は添付資料にあります。		

支払証明書あり

理由

口座引落の為

331-0823

埼玉県さいたま市北区
日進町2丁目789 関根信明政務事務所 内

関根 信明

様



105-0003

105-0003

東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

431111 07201 0000339#

三菱HCビジネスリース株式会社

0001/0003 0000700

お問合せ先
担当支店 関信越営業部 営業課
電話 050-3818-9448
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
の度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

ご契約内容

契約番号			リース期間	48 ヶ月		
契約種類	リース	リース期間開始日	2023/07/07		リース期間満了日	2027/07/06
売主名	株式会社 山本商会		リース料	12,300円	リース料	590,400円
表物件名	複合機	月割	消費税等	1,230円	消費税等	59,040円
			お支払額	13,530円	お支払額	649,440円
			※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	07 日
					お支払方法	口座振替

お支払引落口座

通帳開名	埼玉りそな銀行	預金種目	普通	口座番号	
署名義人	セキネ ノブアキ				

お支払内容

(単位:円)

数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
	2023/08	13,530	12,300	1,230	635,910	31	2026/02	13,530	12,300	1,230	230,610
	2023/09	13,530	12,300	1,230	622,380	32	2026/03	13,530	12,300	1,230	216,480
	2023/10	13,530	12,300	1,230	608,850	33	2026/04	13,530	12,300	1,230	202,950
	2023/11	13,530	12,300	1,230	595,320	34	2026/05	13,530	12,300	1,230	189,420
	2023/12	13,530	12,300	1,230	581,790	35	2026/06	13,530	12,300	1,230	175,890
	2024/01	13,530	12,300	1,230	568,260	36	2026/07	13,530	12,300	1,230	162,360
	2024/02	13,530	12,300	1,230	554,730	37	2026/08	13,530	12,300	1,230	148,830
	2024/03	13,530	12,300	1,230	541,200	38	2026/09	13,530	12,300	1,230	135,300
	2024/04	13,530	12,300	1,230	527,670	39	2026/10	13,530	12,300	1,230	121,770
	2024/05	13,530	12,300	1,230	514,140	40	2026/11	13,530	12,300	1,230	108,240
	2024/06	13,530	12,300	1,230	500,610	41	2026/12	13,530	12,300	1,230	94,710
	2024/07	13,530	12,300	1,230	487,080	42	2027/01	13,530	12,300	1,230	81,180
	2024/08	13,530	12,300	1,230	473,550	43	2027/02	13,530	12,300	1,230	67,650
	2024/09	13,530	12,300	1,230	460,020	44	2027/03	13,530	12,300	1,230	54,120
	2024/10	13,530	12,300	1,230	446,490	45	2027/04	13,530	12,300	1,230	40,590
	2024/11	13,530	12,300	1,230	432,960	46	2027/05	13,530	12,300	1,230	27,060
	2024/12	13,530	12,300	1,230	419,430	47	2027/06	13,530	12,300	1,230	13,530
	2025/01	13,530	12,300	1,230	405,900	48	2027/07	13,530	12,300	1,230	0
	2025/02	13,530	12,300	1,230	392,370						
	2025/03	13,530	12,300	1,230	378,840						
	2025/04	13,530	12,300	1,230	365,310						
	2025/05	13,530	12,300	1,230	351,780						
	2025/06	13,530	12,300	1,230	338,250						
	2025/07	13,530	12,300	1,230	324,720						
	2025/08	13,530	12,300	1,230	311,190						
	2025/09	13,530	12,300	1,230	297,660						
	2025/10	13,530	12,300	1,230	284,130						
	2025/11	13,530	12,300	1,230	270,600						
	2025/12	13,530	12,300	1,230	257,070						
	2026/01	13,530	12,300	1,230	243,540						

【連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3828

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	5,081 円
項目	事務費	充当額	4,064 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	カッティングマット等の事務用品 請求明細は添付資料にあります。		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3828

(2/2)

払込受領書 
(コンビニエンスストア等お支払い用)

払込人氏名
埼玉県議会自由民主党
議員団 関根信明

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ￥5081
内消費税等(461)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社ユース

受領印
コンビニエンスストア等収納用

21230
収入印紙貼付額
25.8
消費税
日受領印用

金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。
(お客様控)

アスクルご請求書

137871 990 C2 453884 00002/00002		U	00690392		C15-U1	
月日 / 伝票番号 / 取引区分		数量		単価(円)	金額(円)	備考
お申込番号 / 商品名				(税込)	(税込)	税率/グリーン
07/10 07787178						
342-3593	プラス カッティングマットグリーン A3 48584	1	1,018	1,018	10.0 *	
HN4-7768	クラウンブルー クラウンアクリル直線定規 60 cm CR-RR203 1本	1	1,311	1,311	10.0	
EK1-9765	コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1セット (2000枚 : 500枚入×4)	1	1,836	1,836	10.0 *	
589-292	ニチバン セロテープ 15mm×35m CT405AP-15 1/パック (10巻入)	1	916	916	10.0 *	
小 計				5,081	ご発注分	

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3829

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	12,239 円
項目	事務費	充当額	6,119 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	電気代（本宿事務所）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 小島信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

電気料金等領収証		発行年月日 2025年08月22日
荷主様住所東京都目黒区青丘第一丁目1番1号	御中 様	
¥12,239 - (うち消費税相当額 ¥1,112) 但 2025年 07月分 電気料金として 上記正に指定の口座より引き落としにて領収いたしました 領収月日 8月 7日		
領収者	株式会社(代表取締役社長)	
領収番号	00000000000000000000	
お客様番号	XXXXXXXXXXXXXX	
ご契約住所	東京都目黒区青丘第一丁目1番1号	
ご契約名称	一般・家庭用	
ご契約種別・数量	従量制電灯 1回線	
領収期間	平成25年7月1日～7月31日	
ご契約書	T-00000000	
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力エナジーパートナー株式会社 TEPCO		

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3830

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	4,445 円
項目	事務費	充当額	2,222 円
細目	事務費	按分率	1/2
摘要	携帯電話料金		
備考			

支払証明書あり

理由

〒332-0012
川口市本町1丁目6-10

永瀬 秀樹 様

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年 月 分	ご 利 用 金 額	支 払 年 月 日	記 事
2025年 8月分	4,445円	2025年 8月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	4,445円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2025年 8月20日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

政務活動費 領収書等貼付用紙

3831

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	8,932 円
項目	事務費	充当額	8,038 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	来客用お茶代、殺虫剤他		
備考	2025.08.07		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3831

(2/2)

払込受領書 

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
鈴木正人事務所

お問い合わせ番号
[REDACTED]

金額 ￥8932
内消費税等(736)

受取人
三井住友カード株式会社
アスクル担当販売店
株式会社オフィス・セイノ

受領印
コンビニエンスストア等収納用



金額を訂正された場合は、
コンビニエンスストア等での
お支払いはできません。

・(お客様控)

アスクルご請求書

2025年07月31日締切分

353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2



お問い合わせ番号

鈴木正人事務所

様

C2 457151 00002/00002

00697214 C15-U1

アスクル担当販売店 191248
株式会社オフィス・セイノ

東京都新宿区
高田馬場4-16-9
ケイワビル3F



登録番号: T3011101031310
TEL: 03-3363-9920

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払方法 郵便/コンビニ支払

請求書番号 1169489223

対象期間 2025/07/01 ~ 2025/07/31

お支払日 2025年 08月 15日

当月ご請求額 8,932円

お支払いには、別紙の払込取扱票をご利用ください。

うち消費税等 (736円)

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小 計	うち消費税等
課税:軽減税率(8.0%)	4,474	0	0	4,474	331
課税(10.0%)	4,458	0	0	4,458	405
合 計	8,932	0	0	8,932	736

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	8,932	0

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、右上欄の担当販売店までお願い申し上げます。アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク (0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support> までお願い申し上げます。アスクルスイートポイントにつきましては、マイページまたはフリーダイヤル (0120-345-650) でご確認ください。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(右上欄記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル関東/関西サステナブルセンターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を越える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

ご利用明細は裏面に続きます ➡

アスクルご請求書

191248	C2	457151	00002/00002	U	00697214	C15-U1
月日 / 伝票番号 / 取引区分					備考	
お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	税率/グリーン		
07/23 10036685						
AE7-6708 ウェットティッシュ 除菌シート 詰替用 アルコール除菌タイプ エリエール 除菌できるアルコ	1	1,900	1,900	10.0		
613-0719 【緑茶】 綾鷹 300ml 1セット (48本)	1	4,474	4,474	軽 8.0		
E93-6460 【ベタつきにくい】アースジェット 殺虫剤 スプレー ハエ 蚊 ゴキブリ イエダニ 他 幅広い	2	1,279	2,558	10.0		
	小計		8,932	鈴木 正人様ご発注分		

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3832

(1/4)

日付	令和 7 年 8 月 7 日	支出額	10,560 円
項目	事務費	充当額	9,504 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー機リース代金/令和 7 年 8 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3832

(2/4)

※ 2021年10月1日現在

350-0223

埼玉県坂戸市
八幡1丁目1-2 小川ただし事務所 内

小川 直志

様



XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

431111 03291 0001068#

0001/0003 0002217

作成日 : 2022/05/28
ページ : 1 / 2

お問い合わせ先	担当支店	関係部署課	営業課
電話	050-3818-9448		
(受付時間: 平日 09:00~17:00)			

105 0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエアB館

三菱HICビジネスリース株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】					
契約番号		リース期間	60 ヶ月		
契約種類	リース	リース開始期日	2022/03/23	リース期間満了日	2027/03/22
販売店名	教育産業 株式会社	リース料	9,600円	リース料	578,000円
代表者名	複合機	消費税等	960円	消費税等	57,600円
		お支払額	10,560円	お支払額	635,600円
※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払	07 回	お支払方法	口座振替

【お支払口座情報】					
金融機関名	埼玉りそな銀行	支店		振込種別	普通
口座名義人	オガワタダシセイムカツドウジムシロ				

【お支払内容】											(単位:円)
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2022/05	10,560	9,600	960	623,040	31	2024/11	10,560	9,600	960	308,240
2	2022/06	10,560	9,600	960	612,480	32	2024/12	10,560	9,600	960	297,680
3	2022/07	10,560	9,600	960	601,920	33	2025/01	10,560	9,600	960	287,120
4	2022/08	10,560	9,600	960	591,360	34	2025/02	10,560	9,600	960	276,560
5	2022/09	10,560	9,600	960	580,800	35	2025/03	10,560	9,600	960	266,000
6	2022/10	10,560	9,600	960	570,240	36	2025/04	10,560	9,600	960	255,440
7	2022/11	10,560	9,600	960	559,680	37	2025/05	10,560	9,600	960	244,880
8	2022/12	10,560	9,600	960	549,120	38	2025/06	10,560	9,600	960	234,320
9	2023/01	10,560	9,600	960	538,560	39	2025/07	10,560	9,600	960	223,760
10	2023/02	10,560	9,600	960	528,000	40	2025/08	10,560	9,600	960	213,200
11	2023/03	10,560	9,600	960	517,440	41	2025/09	10,560	9,600	960	202,640
12	2023/04	10,560	9,600	960	506,880	42	2025/10	10,560	9,600	960	192,080
13	2023/05	10,560	9,600	960	496,320	43	2025/11	10,560	9,600	960	181,520
14	2023/06	10,560	9,600	960	485,760	44	2025/12	10,560	9,600	960	170,960
15	2023/07	10,560	9,600	960	475,200	45	2026/01	10,560	9,600	960	160,400
16	2023/08	10,560	9,600	960	464,640	46	2026/02	10,560	9,600	960	149,840
17	2023/09	10,560	9,600	960	454,080	47	2026/03	10,560	9,600	960	139,280
18	2023/10	10,560	9,600	960	443,520	48	2026/04	10,560	9,600	960	128,720
19	2023/11	10,560	9,600	960	432,960	49	2026/05	10,560	9,600	960	118,160
20	2023/12	10,560	9,600	960	422,400	50	2026/06	10,560	9,600	960	107,600
21	2024/01	10,560	9,600	960	411,840	51	2026/07	10,560	9,600	960	97,040
22	2024/02	10,560	9,600	960	401,280	52	2026/08	10,560	9,600	960	86,480
23	2024/03	10,560	9,600	960	390,720	53	2026/09	10,560	9,600	960	75,920
24	2024/04	10,560	9,600	960	380,160	54	2026/10	10,560	9,600	960	65,360
25	2024/05	10,560	9,600	960	369,600	55	2026/11	10,560	9,600	960	54,800
26	2024/06	10,560	9,600	960	359,040	56	2026/12	10,560	9,600	960	44,240
27	2024/07	10,560	9,600	960	348,480	57	2027/01	10,560	9,600	960	33,680
28	2024/08	10,560	9,600	960	337,920	58	2027/02	10,560	9,600	960	23,120
29	2024/09	10,560	9,600	960	327,360	59	2027/03	10,560	9,600	960	12,560
30	2024/10	10,560	9,600	960	316,800	60	2027/04	10,560	9,600	960	0

【ご連絡事項】
お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した全部で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3832

(4/4)

		
店番	口座番号	
		小川直志 政務活動事務所様
埼玉りそな銀行		普通預金通帳
